

高知県

(金抜)

(令和 7年度)

令和 7年度 緊急災害 第3-5号
高知県 四万十市 中村山手通

市道山際線冠水対策測量設計業務 実施設計書

履行期限 令和 8年 3月15日

令和 7年 8月 1日 積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、
「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更
の協議を行うものとする。

特 記 仕 様 書

第1条 共通仕様書の適用について

- 1 本業務は、別添「業務仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第2条 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

- 第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

- 第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第5 受注者は発注者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第6 受注者は発注者の承諾がある時を除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第7 受注者は、発注者が承諾した時を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

- 第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

- 第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

- 第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

- 第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

注1 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

第3条 ウィークリー・スタンスについて

- 1 本業務においては、設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、1週間における受発注者間相互のルールや約束事・スタンスを目標として定め、契約的に業務を履行すること。

ただし、災害に関する業務等の場合は調査職員と協議するものとする。

(平成30年6月29日付け30高技管第87号「ウィークリー・スタンス実施要領（案）」について）参照)

第4条 設計内容について

- 1 設計工法は調査職員と打合せのうえ決定する。

第5条 業務実施中の情報共有システムの活用について（受注者希望型）

- 1 本業務は、調査職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の受注者希望型業務である。発注者指定型にあつては、情報共有システムの活用を義務付ける業務であり、受注者希

特 記 仕 様 書

望型は契約後、受発注者間の協議により活用を決定する業務である。なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン（案）四万十市」によること。

2 システムを活用する際、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- (1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
- (2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏えい、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
- (3) (2) の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると調査職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨

3 受注者は、調査職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第6条 測量調査設計業務実績情報システムへの登録

1 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（T E C R I S）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けたうえ、

- (1) 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、
 - (2) 登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、
 - (3) 完了時は完了後15日以内に、
 - (4) 訂正時は適宜、
- 登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第7条 その他

1 その他、疑義が生じた場合は調査職員と協議すること。

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量設計費					
測量業務					
基準点測量					
4級基準点測量	式	1			明細表 第1号
現地測量					
現地測量	式	1			明細表 第2号
路線測量					
路線測量	式	1			明細表 第3号
電子成果品作成費	式	1			

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務					
設計協議					
設計協議	式	1			明細表 第4号
道路設計					
道路詳細設計	式	1			明細表 第5号
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			

明細表 第 3号
路線測量

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
作業計画					
	業務	1			
現地踏査 市街地(乙), 平地					
	km	0.05			
線形決定 市街地(乙), 平地					
	km	0.05			
中心線測量 市街地(乙), 平地, 測点間隔20m, 換算曲線数0					
	km	0.05			
縦断測量 市街地(乙), 平地					
	km	0.05			
横断測量 市街地(乙), 平地, 測点間隔20m, 幅45m未満, 換算曲線数0					
	km	0.05			
1 式 当り					

